

# 全国健康関係主管課長会議資料

平成26年3月4日(火)

於：中央合同庁舎第5号館 低層棟講堂

厚生労働省健康局  
疾病対策課  
肝炎対策推進室



# 目次

## 肝炎対策について

1. 肝炎患者の早期発見・早期治療による重症化予防について …… 1
2. インターフェロン治療等を始めとする早期かつ適切な治療の一層の推進について …………… 2
3. 肝疾患診療連携拠点病院について …………… 2
4. 肝炎等肝疾患に係る普及啓発の一層の推進について …………… 3



## ○ 肝炎対策について

我が国のウイルス性肝炎の患者・感染者数は、B型で110～140万人、C型で190～230万人存在すると推定されており、肝硬変や肝がんといったより重篤な疾病への進行を防止するため、肝炎感染者の早期発見及び肝炎患者の早期・適切な治療の推進が、国民の健康保持の観点から喫緊の課題となっている。

そこで、厚生労働省では、肝炎対策をより一層推進するため、平成23年5月に、「肝炎対策基本法」に基づく「肝炎対策基本指針」を策定し、同法の趣旨・理念を踏まえた施策等を進めていくこととしており、インターフェロン医療費助成事業や委託医療機関における肝炎ウイルス検査の無料化を含む新たな肝炎総合対策を推進している。

各都道府県におかれても、同法や基本指針を踏まえた肝炎対策の取組について、管内市町村、関係団体・機関等に周知するとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

また、今後も、具体的な施策の検討・実施など肝炎対策に係る種々の依頼をさせていただくので、御協力をお願いする。

平成26年度予算案には、早期発見・早期治療の促進を始めとした各施策の推進を図るため、約187億円を計上している。具体的には、

- ・肝炎治療促進のための環境整備、(100億円)
- ・肝炎ウイルス検査の促進、(32億円)
- ・健康管理の推進と安全・安心の肝炎治療の推進、肝硬変・肝がん患者への対応、(7億円)
- ・国民に対する正しい知識の普及と理解、(2億円)
- ・研究の推進、(46億円)

を柱として、肝炎総合対策に引き続き取り組んでいくこととしているが、特に次の事項については、その適正かつ円滑な実施に格段の御配慮をお願いする。

### 1. 肝炎患者の早期発見・早期治療による重症化予防について

早期発見・早期治療の促進のためには、肝炎ウイルス検査を受検し、肝炎ウイルス感染の有無を認識することが重要であり、受検を促進するため、平成23年度より出張型検診、個別勧奨等の取組を進めているところである。また、感染の自覚のある者に対し、早期治療を促すため、平成23年度より肝炎患者支援手帳の配布や地域肝炎治療コーディネーターの養成等の取組を進めているところである。

これらの取組については、依然として未実施の自治体も多いことから、引き続き事業の積極的な実施について御協力をお願いする。

また、医療機関への受診をより一層促進し、肝炎ウイルス陽性者の重症化予防を推進するため、平成26年度予算(案)においては、新たに「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業」(約12億円)を計上したところである。

本事業は、現在保健所や委託医療機関において実施している特定感染症検査等事業の肝炎ウイルス検査・相談事業や緊急肝炎ウイルス検査事業に加えて、陽性者のフォローアップを推進するため、新たに以下の取組を行うものである。

(1) 陽性者のフォローアップ（実施主体：都道府県、保健所設置市、特別区）  
肝炎ウイルス検査の陽性者に対し、本人の同意を得た上で、年1回調査票を送付する等により医療機関の受診状況を確認し、未受診の場合は、必要に応じて電話等により受診を勧奨する。

(2) 検査費用の助成（実施主体：都道府県）

肝炎ウイルス検査の陽性者に対する初回精密検査費用の助成及び低所得の肝炎患者（慢性肝炎、肝硬変、肝がん患者）に対する年1回の定期検査費用の助成を行うことにより、医療機関へのアクセスの改善を図る。

なお、健康増進事業においても、陽性者のフォローアップに要する経費（上記の(1)の経費）を予算計上しているため、積極的な取組をお願いする。

事業の実施に当たっては、住民や医療機関等に対する周知に遺漏なきよう取り組んでいただきたい。

## 2. インターフェロン治療等を始めとする早期かつ適切な治療の一層の推進について

平成20年度から取り組んでいるインターフェロン治療等の医療費に対する助成については、自己負担限度額の引下げや助成対象医療の拡充など、利用しやすい制度の運用に努めており、平成24年度の治療受給者証の交付件数は、約7万人（更新を含む）となっている。

今年度も新規治療薬を助成対象医療に追加したところであるが、今後も肝炎患者が早期に適切な治療を受けられるよう、助成対象医療の拡大に取り組むこととしているので、各都道府県におかれても、引き続き適切な制度運用への御協力をお願いする。

## 3. 肝疾患診療連携拠点病院について

都道府県においては、中核医療施設となる肝疾患診療連携拠点病院を原則1か所選定していただき、

(1) 肝疾患に係る一般的な医療情報の提供、

(2) 都道府県内における肝疾患の専門医療機関等に関する情報の収集や紹介、

(3) 医療従事者や地域住民を対象とした研修会、

(4) 肝疾患に関する専門医療機関等との協議の場（肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会）の設定

等の業務を行うとともに、肝疾患相談センターを設け、患者、キャリア、家族からの相談等に応じていただいている。

平成26年度予算（案）においては、拠点病院の機能を強化するため、新たに以下の補助事業を追加している。これらの事業はいずれも1拠点病院当たりの補助としているので、積極的な活用をお願いする。

(1) 肝疾患相談センターに保健師や栄養士を配置し、食事や運動等の日常生活に関する生活指導や情報提供を行う。

(2) 地域住民を対象とした市民公開講座や肝炎患者を対象とした肝臓病教室を開催することにより、肝炎の病状や最新の治療法、日常生活の留意点などの

必要な知識を分かりやすく伝えるとともに、肝疾患診療連携拠点病院や肝疾患相談センターの周知を図る。

- (3) 医療現場における肝炎患者の早期発見を促進し、肝炎患者を適切な医療に繋げることを目的に、日常的に肝炎治療に携わっていない医療従事者を対象に、肝炎に関する基礎的な研修を実施する。

なお、国においてもこれら拠点病院を支援するため、「肝炎情報センター」のホームページを活用した情報提供、各都道府県肝疾患診療連携拠点病院間連絡協議会の開催や拠点病院職員に対する研修の実施等、各種の事業に取り組んでいるので、各拠点病院との緊密な連携を図られるよう御協力をお願いしたい。

#### 4. 肝炎等肝疾患に係る普及啓発の一層の推進について

肝炎の早期発見・早期治療の促進、肝炎に係る偏見・差別の解消に向けては、肝疾患についての正しい知識の更なる普及啓発が不可欠である。

平成24年度からは、毎年7月28日を「日本肝炎デー」とし、WHOが設定した世界肝炎デーやウイルス肝炎研究財団が取り組む肝臓週間と同時に実施して、普及啓発の充実に取り組んでいるところである。

厚生労働省では、本年度から多種多様な媒体を活用しての効果的な情報発信や民間企業との連携を通じた肝炎対策を展開するため、「肝炎総合対策推進国民運動事業」を実施している。

各都道府県におかれては、来年度以降も「日本肝炎デー」を中心とした重点的な普及啓発活動、都道府県ホームページや広報紙を通じたPRなど、より一層積極的な取組をお願いしたい。



# 参 考 资 料



## － 参 考 資 料 目 次 －

1. 肝炎対策基本法の概要 ..... 資－1
2. 肝炎対策基本方針の概要 ..... 資－2



# 肝炎対策基本法 (平成21年法律第97号)

## 肝炎対策を総合的に策定・実施

- ・肝炎対策に関し、基本理念を定め、
- ・国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、
- ・肝炎対策の推進に関する指針の策定について定めるとともに、
- ・肝炎対策の基本となる事項を定めることにより、肝炎対策を総合的に推進。

### 基本的施策

#### 予防・早期発見の推進

- ・ 肝炎の予防の推進
- ・ 肝炎検査の質の向上 等

#### 研究の推進

#### 肝炎医療の均てん化の促進

- ・ 医師その他の医療従事者の育成
- ・ 医療機関の整備
- ・ 肝炎患者の療養に係る経済的支援
- ・ 肝炎医療を受ける機会の確保
- ・ 肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備 等

実施に当たり  
肝炎患者の  
人権尊重  
・  
差別解消  
に配慮

### 肝炎対策基本指針策定

#### 肝炎対策推進 協議会

- ・ 肝炎患者等を代表する者
- ・ 肝炎医療に従事する者
- ・ 学識経験のある者

#### 関係行政機関

#### 肝炎対策基本指針

- 公表
  - 少なくとも5年ごとに検討
- 必要に応じ変更

#### 策定

厚生労働大臣

設置  
意見

資料提出等、  
要請  
協議

### 肝硬変・肝がんへの対応

- 治療水準の向上のための環境整備
- 患者支援の在り方について、医療状況を勘案し、必要に応じ検討

# 肝炎対策基本指針の概要（平成23年5月16日策定）

## 第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向

- 肝炎患者等を含む関係者が連携して対策を進めることが重要であること。
- 肝炎ウイルス検査の受検体制の整備及び受検勧奨が必要であること。
- 地域の特性に応じた肝疾患診療連携体制の整備の促進が必要であること。

## 第2 肝炎の予防のための施策に関する事項

- 新たな感染を予防するための正しい知識の普及やB型肝炎ワクチンの予防接種の在り方に係る検討が必要であること。

## 第3 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

- 全ての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受けることが必要であることの周知、希望する全ての国民が検査を受検できる体制の整備及びその効果の検証が必要であること。  
（今後取組が必要な事項）  
肝炎ウイルス検査の個別勧奨や出張型検診等の推進 等

## 改 第4 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項

- 全ての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けられる体制の整備及び受診勧奨が必要であること。  
（今後取組が必要な事項）  
肝炎治療コーディネーターの育成、肝炎患者支援手帳の配布 等

## 新 第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項

- 肝炎の感染予防について知識を持つ人材や、感染が判明した後に適切な肝炎医療に結びつけるための人材を育成することが必要であること。

## 第6 肝炎に関する調査及び研究に関する事項

- 研究実績の評価や検証、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる研究の実施が必要であること。

- 抗ウイルス療法に対する経済的支援に取り組み、その効果の検証を行うことが必要であること。
- 肝炎医療を始めとする研究の総合的な推進が必要であること。
- 肝炎に関する正しい知識の普及啓発が必要であること。
- 肝炎患者等及びその家族等に対する相談支援や情報提供が必要であること。

## 改 第7 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項

- 肝炎医療に係る医薬品を含めた医薬品等の研究開発の促進、治験及び臨床研究の推進、審査の迅速化等が必要であること。

## 新 第8 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の 人権の尊重に関する事項

- 肝炎ウイルス検査の受検勧奨や新たな感染の予防、肝炎患者等に対する不当な差別を防ぐため、普及啓発が必要であること。

## 改 第9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

- 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化が必要であること。
- 肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援を行うこと。
- 地域の実情に応じた肝炎対策を講じるための体制の構築等が望まれること。
- 国民一人一人が、自身の肝炎ウイルス感染の有無について認識を持ち、肝炎患者等に対する不当な差別が生じること等のないよう、正しい知識に基づき適切な対応に努めること。
- 今後、各主体の取組について定期的に調査及び評価を行い、必要に応じ指針の見直しを行うこと。また、肝炎対策推進協議会に対し、取組の状況について定期的な報告を行うこと。